

令和2年第7回たつの市教育委員会臨時会議事日程

と き 令和2年4月6日（月）
午後6時
ところ 分庁舎第3会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告

報告第6号 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業について

報告第7号 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について

4 閉会宣言

令和2年第7回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和2年4月6日（月）
午後6時
ところ 市役所第3会議室

教育長

ただ今から、令和2年7回たつの市教育委員会臨時会を開始します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

なお、本日の臨時会の議事内容につきましては、公開とさせていただきます。

それでは、3報告に入ります。

報告第6号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業の延長について」、また、報告第7号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について」、報告いたします。

< 教育長、資料に基づき報告 >

- ・臨時休業とする学校 市立小学校17校、市立中学校5校
- ・臨時休業の期間 令和2年4月8日（水）から令和2年4月19日（日）まで
- ・保護者に家庭保育を依頼する園所 市立幼稚園・保育所・認定こども園
- ・期間 令和2年4月8日（水）から令和2年4月19日（日）まで

委員

明日の小学校と中学校の入学式は、あるのでしょうか。

教育長

8日の水曜日から休業ですので、火曜日の入学式はあります。

委員

まだ、緊急事態宣言は出ていませんが、休業期間の要請が約1か月延長されると思われます。今回は、県立学校に合わせ、19日までの期間となっていますが、自動的に延長されるのではなく、19日以降の見直しを行っていくのでしょうか。

教育長

緊急事態宣言の要請に応じて、見直しを行うことになると思います。

委員

明日、県知事から緊急事態宣言の要請が出るのですか。

教育長

県知事から首長であるたつの市長に要請があります。

委員

その内容は、まだ分かっていないのですか。今、分かっている内容以外の要請もあるのですか。

教育長

ネットニュースによりますと、都道府県知事は、学校の休業や施設の使用制限、イベントの開催自粛を要請できるとあります。今は要請がかかっていますが、小中学校、高校、保育所へ要請できるとなっており、保育所へも要請がかかってくる可能性があります。保育所へ要請をかけることは、こども園や放課後児童クラブも制限の対象となる可能性があります。

委員

対象施設が変更となる可能性があるということですね。

教育長

はい。明日には、臨時の教育委員会を開催させていただくことになろうかと思ひます。本日は、緊急事態宣言が出る前の段階の休業を決めたということと集まっていた状況です。保護者への連絡は、本日、メールで学校に送るとともに、学校から保護者へ連絡を行っていません。

事務局

また、明日にはホームページにも掲載する予定です。

教育長	記者などへの対応は、どのようになっていますか。
事務局	本日、連絡を行っています。
委員	保護者への連絡として、明後日、また、連絡した場合、混乱することはないのですか。
事務局	メールは、8日から休業になりますと連絡しています。期日は19日までとなっていますが、8日からみの情報提供となっています。明日、保護者へ持ち帰る文書には、19日までと記載しています。
教育長	別の情報では、国は1月単位で緊急事態宣言を出すと言われています。
委員	緊急事態宣言が出たら、また、保護者へ連絡するのですか。
教育長	はい。
委員	一般の方は、メディアの情報として、国や県の情報を見ることになると思います。子どもが持ち帰った文書と日付が違うと思いながら、また、次の日に連絡を行うのですね。
教育長	19日の期間を5月6日まで延長することになります。混乱があるとすれば、3月の放課後児童クラブは、朝の8時から受け入れしめずと対応をしていましたが、人員配置が間に合わないため、今週の水・木・金は、当初予定したとおり、昼からの受け入れになる点で、混乱する可能性がありますので、明日の通知には、放課後児童クラブの記載を行いません。
委員	休業期間が長くなると登校日は、どのように考えていくのですか。
教育長	それぞれの学校で登校日を設定することになろうかと思います。
委員	放課後児童クラブの件がありますので、保護者へ2回目の通知をすぐに行うことになるとうことですね。混乱しない対応をお願いします。
教育長	通知文書には、緊急事態宣言が出た場合は、変更になりますなどを記載する予定です。
委員	学校の体育館や運動場の使用は、どのようになっていますか。
事務局	明日から使用できないようになります。
教育長	3月24日までは、一般の人の利用は可能とし、児童生徒の利用を止めていました。25日からは利用可能としましたが、8日から臨時休業に入りますので、利用することはできないこととなります。ところが、ネットニュースでは、子どものストレス発散で2～3時間の運動する方が望ましいとの意見があり、対応が難しくなっています。今までは、首相の要請に基づく判断でしたが、次は緊急事態宣言での対応となりますので、不要不急の外出が制限されます。この場合、施設の利用をお断りすることになってきます。
委員	その他の社会教育施設は、どのような対応になりますか。
事務局	非常事態宣言が出れば、すべて閉鎖することになります。
事務局	指定管理者の施設は、今までは閉鎖を要請していましたが、非常事態宣言が出れば、要請なのか、指導なのか判断が難しくなると思います。ただ、その他の施設と同じような対応になるかと思っています。
教育長	自粛要請となると補償が必要となってくると思います。
委員	学校の先生方の対応はどのようになりますか。また、緊急事態宣言が出た場合どのような対

応になりますか。

- 教育長 今のところ、通常勤務になります。
- 委員 在宅勤務はできないということですか。
- 教育長 県から在宅勤務の指示があれば、対応できると思います。
- 事務局 教職員本人が罹患した場合、発熱等の症状により勤務ができない場合、特別休暇が取得できません。
- 教育長 濃厚接触者の場合は、どのような対応になりますか。
- 事務局 濃厚接触者など感染症が蔓延する恐れがある場合は、在宅勤務や職専免を取得し、出勤できないような対応が可能です。
- 委員 校長の裁量により、在宅勤務が可能となるでしょうが、職専免で取得できるのは何か矛盾があるように感じます。
明日の夕方、教育委員会臨時会を開催する可能性は高いですか。
- 教育長 夕方になると思いますが、本部会議をいつ開催するのかにもよります。
知事から市長へ要請がありますが、今回は、県教育委員会からも通知文書等で、はっきり連絡があるはずです。
委員の皆さんは、明日、予定は空いていますか。
- 委員全員 明日、18時頃を空けるように予定します。
- 委員 こども園の2号、3号の保育の希望がある場合、受け入れるということですか。
- 事務局 報告第7号におきましては、開園中ですので、2号、3号を預かることは問題ありません。
宣言が出た場合は、原則、家庭保育をしていただくこととなりますが、やむを得ない場合は園長と相談し、登園していただくこととなります。今後の予想としては、保護者が急に休めないことが想定されますので、2号、3号の保育が必要な方は預かることとなります。
- 教育長 実際は、休園しても預かる可能性が高いので、放課後児童クラブも同様の対応になる可能性があります。
- 委員 緊急事態宣言が出れば、どのような対応になっていくのか想定が難しいですね。
- 教育長 このような状況であるため、今回は放課後児童クラブについては報告していませんが、明日、改めて報告させていただきます。
- 委員 次亜塩素酸は用意できているのですか。
- 教育長 放課後児童クラブでは、噴霧する機械を全施設に導入しています。
ただ、「3密」を避けるためには、放課後児童クラブや幼児施設を開設することは難しいですので、緊急事態宣言の中で、県知事からきちんと言っていたかと思っています。
先ほどのニュースでは、どのような内容になるのかは、まだ検討中のようです。
- 委員 私立の施設は、どのように対応するのですか。
- 事務局 市から、公立の施設と同じ対応を行うよう要請を行います。
- 教育長 休業を要請した場合は、国から補償があります。子どもの居場所も心配ですが、今はそれどころではない状況です。

委員

第6号の案件に戻りますが、先生方は、19日までを想定して、宿題などを出されていると思いますが、6日まで延長されれば、また、宿題などを出されることになるのですか。

教育長

4月当初に家庭学習を出すのは、中々難しいと思います。例えば、教科書にあるQRコードを読み取って、その部分の動画を見て学習などを検討することになります。

委員

それでは、何も学習をしない状況が考えられますね。

委員

全学年、復習プリントを配布することは考えていませんか。

事務局

現段階ではそのような対応は考えていません。

委員

学校が再開された場合の措置は、いろいろ考えられていますか。

教育長

それについても、現段階ではそこまで考えていません。4月再開の場合は、1学期に参観日や運動会を実施せずに授業を確保したいと考えていましたが、4月も休業となると、夏休みの短縮も考えていかなければなりません。

ただ、感染者が増えている段階では、次のことを考えることは難しい状況です。これが8月に収束していればよいのですが、収束の見通しが立たない状況です。全国の状況を見ながら対応を考えていきます。

委員

民推教の総会などは、開催するのですか。

事務局

本部の総会などは中止します。

教育長

市のイベントは6日まで中止していますので、他の会議も同様に中止になると思います。

他にご質問等はありませんか。

ないようですので、採決に入ります。報告第6号及び報告第7号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号及び報告第7号は、原案のとおり承認いたしました。

それでは、これで臨時会を終了します。

午後6時40分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	安田 龍樹
社会教育課長	神尾 俊輝